国概算要求内容に基づく府の支援の方向性について(検討用)

● 府として令和5年度から令和7年度末までを改革推進期間として位置づけ、休日の部活動から段階的に地域移行していく (令和5年5月に設置した「大阪府における部活動の地域移行に関する検討会議」での協議を踏まえ、8月に府方針として決定)

①【地域移行】移行体制構築支援

【国庫委託事業】(国10/10)

- ●地域移行実証事業(前身事業含)
- R5: 豊中·箕面·守口·大東·泉大津·岸和田市
- R4: 箕面·守口市
- R3:島本町、守口市 R2:島本町

市町村(拠点校) 【国庫補助事業】(国1/3府1/3市1/3)

●方針策定・体制構築等に係る協議会開催 R5: 箕面市、高槻市、守口市、枚方市、藤井寺市

②【地域連携】部活動指導員配置支援

【国庫補助事業】(国1/3府1/3市1/3)

- ●実技指導や学校外での活動への引率
- 生徒の活動機会の保障や地域移行に備える
- ・教員の部活動指導時間削減と心理的負担軽減
- R3:18市町/114人 R2:15市町/94人

【令和5年度 部活動実態調査より】

- ◆部活動設置部数:4,649部(顧問:10,451人)
- ◆うち専門的指導可能教員割合:約49.8% (5,214人)

【検討会議での委員意見】

◆財源と人材確保、府としての広域的な整備を求む

【市町村の状況】

◆受け皿となる団体と人材が不足(質の保障含めて)

(概算要求)

スポーツテ 文化弁

【地域移行】実証事業

11億円から27億円に予算規模拡充

府(方向性)

より多くの市町村・学校で事業展開できるように (地域移行に取り組むための財源とノウハウを支援)

【地域連携】部活動指導員

14億円から18億円に予算規模拡充

より多くの市町村・学校に配置支援できるように (今後の地域移行を見据えた地域連携を支援)

【地域人材】確保方策

自治体向けメニューなし

- ・広域的な人材の確保(発掘・マッチング)
- 人材育成(研修)

【部活動改革】当面のスケジュールについて(予定)

日 程	内 容	詳細
8月末	スポーツ庁 概算要求公表	
9/27(水) 13~17時	スポーツ庁 主管課長会議 (オンライン開催)	●第1部 概算要求説明会 ●第2部 地域移行事業説明会・取組み事例発表会
9/28(木) 10~12時 府立体育会館	第4回検討会議	 ●令和6年度以降の府の取組みの方向性説明[意見聴取] ・国概算要求内容に基づく府の支援の方向性について ・指導者の量の確保策について ・指導者の育成とマッチング体制構築方策について ・財源確保策としての寄附(企業等への大阪教育ゆめ基金)について ●市委託事業事例、市協議会等事例紹介 ・委託事業ゲストスピーカー(豊中市、大東市) ・協議会等ゲストスピーカー(枚方市)
10/4(水) 14~17時	大阪府部活動の在り方に関する 研修会(第1回) (オンライン&アーカイブ) ※Webex会議&YouTube LIVE	● (1部)全体向け指導者の資質向上に資する講演会(橘田 恵氏)90min ・「生徒のこれまでの過程・背景を理解した指導」※コミュニケーションスキル、コーチングを軸に ● (2部)市町村担当者向け府方針・概算要求に基づく府の支援の方向性に関する説明 ・検討会議による委員からの意見聴取等を踏まえた要求方針等の説明

«第4回検討会議以降にて»

<u>〜 おっ口(大)) 女 </u>			
内 容	方 法		
● 次年度以降の取組みの方向性の在り方・国概算要求内容に基づく府の支援策	第4回検討会議にて意見聴取のうえ、今後の市町村への支援につなげる第5回検討会議にて政府予算案・府の予算編成状況の報告		
● 指導者の量・質の確保方策・広域的な人材確保のための手段・確保した人材の質の向上策(育成方法等)	第4回検討会議にて意見聴取のうえ、今後の府の取組みにつなげる第5回検討会議にて府の予算編成状況の報告※人材発掘と研修による人材育成の両実現をめざす		
● 好事例の普及方策 ・国予算事業の活用事例の普及方策	第4回検討会議にて事例紹介第2回大阪府部活動の在り方に関する研修会(兼第6回検討会議)にて成果発表会を開催し、府域全体に普及		

大阪府における部活動改革に向けて(方向性)

部活動の現状 (生徒)



- ・少子化による生徒数の減少
- ・部活動加入数の減少
- ・部活動が廃部になる可能性



部活動の現状 (教員)



- ・部活動指導が時間外勤務の一因
- ・(専門性を有しない)教員の心理的負担
- ・顧問の成り手が不足

スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保と教員の働き方改革を行う必要あり







※4 学校部活動における部活動指導員や地域クラブ活動における指導者をさす

- ※1 顧問の代わりに、学校部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする、学校職員のこと
- ※2 生徒の多様な活動機会確保のため、府立高校(82校41ペア)を対象に、令和5年度から段階的に導入している合同部活動のこと
- ※3 学校部活動の維持が困難となる前に、休日の学校部活動を学校外の活動(地域クラブ活動)へと移行させる取組みのこと

ご相談したい内容

- ・人材バンク構築等に要する資金のご支援
- ・貴社が有する優秀な指導者の派遣(バンク登録)
- ・その他貴社が持つノウハウやリソースの活用

大阪教育

大阪の子どもたちの未来のために、ご協力をよろしくお願いいたします!!

研修維持漢法



大阪教育ゆめ基金(ふるさと納税制度)について

大阪の子どもたちの確かな「学び」と「はぐくみ」を支えるため、Loving OSAKA 「ラビング オオサカ」納税(ふるさと納税)制度を活用した「寄附」を 広く呼びかけています。

法人の方

● 地方公共団体に寄附された金額の全額を損金算入できます。

- 個人の方が地方公共団体に寄附をされる場合は、ふるさと納税制度の適用を受けることができます。
- この制度を活用すれば、地方公共団体(出身地に限らず全国すべての都道府県、市町村から自由に選ぶことができます)に対する寄附額 のうち、2千円を超える部分について一定の上限まで、原則として所得税、個人住民税から全額が控除されます。

«寄附金税額控除のイメージ»

適用下限額 【所得税】 【個人住民稅】 【個人住民稅】 所得控除による軽減 税額控除 (基本分) 税額控除 (特例分) 2,000円 (ふるさと納税-2,000円) (ふるさと納税額-2,000円) 所得割額の2割を限度 ×住民税率(10%) ×所得税率 ふるさと納税額

※控除を受けるためには、原則、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行う必要があります。

一定の条件を満たす場合に、確定申告不要で寄附金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

その他

- 10万円以上ご寄附いただいた方には、大阪府知事名で感謝状を贈呈いたします。
- 50万円以上のご寄附に関しましては、合同感謝状贈呈式にて、100万円以上ご寄附いただいた個人、1,000万円以上ご寄附いただいた 団体に関しましては、ご希望に応じて個別に、大阪府知事より感謝状を贈呈いたします。



